

## ノンイミгранト-LTR (長期移住者ビザ)

**来館前に、必ず事前予約【VABO】 <http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/>を行ってください。**

**申請時間**：9 時 30 分～11 時 30 分－休館日は HP ([www.thaiconsulate.jp](http://www.thaiconsulate.jp))をご確認ください。

**受領時間**：13 時 30 分～15 時 00 分－書類不備がなければ 3 営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に  
関しましては、少なくとも 45 日～60 日のビザ取得日数が必要です。）

入国目的	10 年間長期でタイに移住する	入国回数	マルチプル（入国回数制限なし）
		ビザ有効期限	発行日から 10 年
		入国後の滞在可能期間	入国日から 10 年間
		ビザ申請料金（現金のみ）	220,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ノンイミгранト-LTR（長期移住者ビザ）を申請する場合は、必ずタイ投資委員会（BOI）の One Stop Service Center (OSS): <a href="https://ltr@boi.go.th/">https://ltr@boi.go.th/</a>にて、オンライン申請及び資格審査のための書類の提出が必要です。</b></li><li>● <b>BOI の資格審査後、BOI 発行の承認状（Endorsement letter）を取得した方は、以下の必要書類にてビザの申請が可能です。</b></li><li>● タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。</li><li>● 一旦受理した書類は一切返却致しません。</li><li>● ビザ申請料は返金できません。</li><li>● タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。</li><li>● ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。</li><li>● 詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適格となります。</li><li>● 必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。</li></ul>		

### 必要書類

#### 1. パスポート 原本 および コピー

- 有効期限が 6 ヶ月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が 2 ページ以上あるもの
- コピーはパスポートのデータ面（番号記載面・顔写真のある面・所持者サイン記載面等）を A4 サイズで取ったもの

#### 2. ビザ申請用紙（[http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/Application\\_Form.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Application_Form.pdf)）

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください

### 4. 経歴書 ( [http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/personal-history.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/personal-history.pdf) )

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 5. タイ投資委員会 (BOI) 発行の承認状コピー (Endorsement Letter)

### 6. 身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピー

身元保証書 ( [http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/Guarantee\\_Letter.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Guarantee_Letter.pdf) )

- ▶身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住（外国籍の場合は永住権所持者）、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- ▶保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード（永住者のみ）の裏表コピーを提出すること
- ▶英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- ▶運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

## 日本国籍以外の申請者の追加書類

### 8. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 ヶ月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること